

平成22年12月16日

各位

東京都港区赤坂一丁目11番44号
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 田中敏明
(コード番号：8924 東証1部)
問合せ先 執行役員財務本部長 春山昭彦
電話番号 03(5573)8011 (代表)

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成22年12月16日開催の取締役会において、平成23年3月下旬開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に係る基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成22年12月31日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）を実施することといたしましたのでお知らせいたします。

- (1) 基準日 平成22年12月31日（金）
- (2) 公告日 平成22年12月16日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.risa-p.com/investor-relations/>

2. 本種類株主総会の日程・付議議案等について

平成22年10月29日付当社プレスリリース「NECキャピタルソリューション株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」等にてお知らせいたしましたとおり、当社は、本定時株主総会において、①当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨、及び、当該取得の対価となる当該普通株式及び第1種優先株式とは別個の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うこと、並びに、②当該普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに当該別個の種類の当社の株式を交付すること等の議案を付議することを予定しております。

上記①のうち当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の決議に加えて、本種類株主総会の決議も必要となります。そこで、本基準日設定公告により、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本種類株主総会の開催日及び開催場所、並びに付議議案の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上